

公的研究投資が呼び水となって民間資金導入が一層の研究を活性化させていく好循環を目指す。		<ul style="list-style-type: none"> ・大学が位置する地域内全域をカバーするネットワークを利用して、患者リクルートが容易な広域の臨床試験や治験を行うことで民間資金の導入を活性化させる。 ・新たに知財管理・事業化ユニットを設けて、民間資金導入とTR活性化の強化を図る。 等
【実施時期】 平成19年度以降逐次実施	厚生労働省	平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、中核病院・拠点医療機関等からなる協議会を設置している。当該協議会においては、企業が依頼する治験が推進されるよう、日本製薬工業協会や日本医療機器産業連合会等とも連携し共通課題の解決を図ることも取り組んでいる。平成20年度以降も引き続き、当該計画に基づき治験・臨床研究の推進を図る。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-3】 【改革事項】 臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成 【根拠法令】 【概要】 大学はこれまで以上に、医師を含む医療職のカリキュラムに臨床研究を盛り込む等、教育と研究において臨床研究を重視する必要がある、そのために生物統計学、臨床疫学等を実践的に教育し、臨床研究者を育てる機能を整備する。 【実施時期】 平成18年度以降実施	文部科学省	「医学教育モデル・コア・カリキュラム」(H13.3)において、臨床研究に関して医学生が卒業までに到達すべき目標を設けるとともに、文部科学省に設置した「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の最終報告(H19.3)における、臨床研究に関する基本的知識の習得等、学部教育の充実に関する提言を受けて、各大学が教育の向上に取り組んでいるところ。 また、平成19年度より、「臨床研究・研究支援人材の養成」(社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム)に係る各大学の優れた取組を選定し、支援をしている。(平成20年度予算案:1.6億円) ----- 【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】 《主な取組内容》 <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から大学院を改組し、倫理観を有する専門性の高い診療技術に裏打ちされた、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医を育成する「臨床研究者コース」を設けた。 ・平成19年度大学院教育改革支援プログラムの採択を受け、「治験総論」「患者管理と倫理」「医療統計学」等の講義を介して、質の高い臨床研究者の育成を図っている。 ・平成19年度に「臨床研究・研究支援人材の養成」(地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム)の選定を受け、医学部、大学院医学系研究科及び附属病院において、国際的に通用する質の高い臨床研究の実施人材養成のためのプログラムの開発を開始した。 等 《今後実施する予定の取組例》 <ul style="list-style-type: none"> ・医学部及び大学院医学系研究科において、若手指導教員にアドバイザーライセンスを与え、複数教員指導制度を実施し、研究協力体制の強化を図る。 ・治験専任医師の雇用並びに日本臨床薬理学会認定治験コーディネーターの増員を図る。 ・医療情報技術に精通したデータ管理者や臨床試験コーディネーターの養成に取り組む。 等

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-4】 【改革事項】	文部科学省	複数の大学病院が緊密に連携・協力して、それぞれの得意分野の相互補完を図り、循環しながら質の高い専門医や臨床研究者を養成する取組を支援する。(平成20年度予算案:15億円) ----- 【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】

<p>臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 学会等と連携して臨床研究者が専門家として正当に評価される環境を作るなど、臨床研究・臨床試験を業績として評価することを推奨する取組みを行い、臨床研究実績を反映したキャリア・パスを確立する。</p>		<p>《主な取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学病院に臨床病理部および腫瘍センターを設置し、腫瘍ボードを立ち上げ、国立がんセンターなどで臨床研究・臨床試験の実績のある者を教授、准教授として雇用した。 ・ 臨床系教員の選考にあたっては、教育・研究業績に臨床研究実績の視点も含めるなど、多面的に業績等の評価を行い優秀な人材の確保を目指している。 ・ 教員の個人評価において、臨床試験の実施について評価項目を設け、その実績を評価に反映させている。 <p>等</p> <p>《今後実施する予定の取組例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な臨床研究・臨床試験を進めるための中心的な役割を担う臨床研究の専任教員を配置する。 ・ 平成19年度地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラムをきっかけに開設した特別教育コースの受講者に対し、関連学会等の認定の単位とする等の配慮を行う。 ・ 臨床研究者の研究に際し、学内施設及び機器の積極的な活用を推進するとともに、業績発表に際して支援を行う部門を設置する予定。 <p>等</p>
<p>【実施時期】 平成 18 年度以降実施</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5か年計画」において、医師等の臨床業績の評価向上（院内処遇、学会の論文評価、学位の取得）が進むよう中核病院・拠点医療機関及び関係団体に協力を促すこととしており、現在、中核・拠点病院等におけるベースライン調査において、医師等のインセンティブ向上のためにどのような取組みを実施しているか調査を行ったところ。</p> <p>今後は、ベースライン調査をもとに、進捗状況を調査していく。</p>

<p>改革事項及び 制度改革の具体的内容</p>	<p>所管府省</p>	<p>進捗状況</p>
<p>整理番号【6-5】</p> <p>【改革事項】 臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 臨床研究者が日常診療の傍ら、研究に多大な時間と労力を費やすことを考慮し、研究従事者や支援者への経済的インセンティブの付与のために研究費を活用する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度以降実施</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>平成19年度厚生労働科学研究補助金のうちの臨床研究基盤整備推進研究事業や治験拠点病院活性化事業において、人材を含めた臨床研究実施のための体制整備を図っている。平成20年度も同様の取組みの実施を検討する。</p>

--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-6】 【改革事項】 臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備 【根拠法令】 臨床研究に関する倫理指針(平成15年7月30日) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号) 【概要】 「臨床研究に関する倫理指針」を治験にあるように法律に基づく実施基準に改正する。その際には、被験者に対する補償などを含めた臨床研究の被験者保護制度を確立し、かつ、臨床研究全体について ICH-GCP への準拠を原則とし、行政、医師・医療機関、被験者の適切なリスク・責任分担体制を整備する。 【実施時期】 平成 18 年度以降実施	厚生労働省	「臨床研究に関する倫理指針」については、平成19年8月より厚生科学審議会科学技術部会臨床研究の倫理指針に関する専門委員会において、見直しに向けて有識者も含めた検討を実施しているところである。平成20年度中に見直しを実施する。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-7】 【改革事項】	厚生労働省	現在日本にある臨床研究登録機関である、大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)、財団法人日本医薬情報センター(JAPIC)、社団法人日本医師会治験促進センター(JMACCT)の3箇所の臨床情報について、横断的に検索が可能なポータルサイトを作成し、平成19年10月より運用している。

<p>臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備</p> <p>【根拠法令】 臨床研究に関する倫理指針(平成15年7月30日) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号)</p> <p>【概要】 臨床研究の安全性と品質管理の観点から、行政がモニタリング基準(研究のリスクに応じた基準)を明示し、監視機能を充実させるため、現在我が国で一部実施されている臨床研究登録情報をネットワーク化し、公開する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降実施</p>		
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-8】</p> <p>【改革事項】 臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備</p> <p>【根拠法令】 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号)</p> <p>【概要】 マイクロドージングを含む探索的早期</p>	厚生労働省	<p>マイクロドージングに関する指針については、総合科学技術会議からの指摘以降、厚生労働科学研究により詳細な検討を進めつつ、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書(平成19年7月27日公表)においては、当該指針を早期に公表することが求められるとの結論を得た。</p> <p>その結果、平成19年末にその原案を作成し、パブリックコメントを実施。パブリックコメントの結果を踏まえ、平成20年度早々に公表予定。</p>

<p>臨床試験について、その導入に向けて欧米のような指針を早急に検討する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		
--	--	--

<p>改革事項及び 制度改革の具体的内容</p>	<p>所管府省</p>	<p>進捗状況</p>
<p>整理番号【6-9】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条</p> <p>【概要】 機構は人員の拡大(審査人員をおおむね3年間で倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や人材の育成を図る工程表を示す。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により、民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図る。</p> <p>【実施時期】 平成19年度以降実施</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省</p>	<p>○平成19年3月に機構の中期目標、中期計画を改定し、平成23年度までにドラッグラグを申請前1.5年、申請後1年の合計2.5年短縮することを目標として、平成19年度から平成21年度までの3年間で、236名増員する旨等を明記し、それに基づく採用の強化を実施中(平成19年度中の採用活動により、内定等168名)。</p> <p>○文部科学省の協力により、全国大学医学部長会議(平成20年1月)で、臨床系審査員の確保についての協力依頼を実施。</p> <p>○「人材の育成を図る工程表」については、平成19年度中に策定すべく、現在検討中。</p> <p>○「国際共同治験に関する基本的考え方」を平成19年9月に発出。</p> <p>○新薬承認審査実務における留意事項を機構で取りまとめ、平成19年度中に公表。</p> <p>○平成23年度までにドラッグラグを2.5年短縮するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な人員の拡大と研修の充実 ・ 申請内容の事前評価の実施(平成21年度)と相談の大幅拡充 ・ 審査期間の進捗管理の強化のためのプロジェクトマネジメント制度の導入(平成20年度) <p>等の取組を引き続き実施していく。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-10】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条</p> <p>【概要】 先端科学を応用した新薬や医療機器の治験相談や承認申請に対して、速やか且つ的確に対応できるように、研修を充実させるなど、審査官のレベルアップを図る。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>	厚生労働省	<p>平成19年10月から、新研修プログラムに基づく研修を本格実施。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般体系コースと専門体系コースの2コースに再編 ・ ケーススタディ、メディカルライティング等の導入 ・ 米国FDAを参考にしたメンター制度の導入(10月から試行) ・ 中堅職員、管理職の研修の充実 ・ 国内外の学会、セミナー等への積極的な参加 <p>平成20年度から、メンター制度を本格実施するとともに、実施状況も踏まえつつ、プログラムの充実を図る。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-11】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省の「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書(平成19年7月30日)において、「総合機構、医療現場、学会、大学等は、その勤務経験が適切に評価されるようなキャリアパスの仕組みや柔軟な採用形態について、積極的に検討し、必要な体制を構築すべき」旨の結論が明記されたことを受け、機構において、柔軟な雇用形態の検討や臨床現場との交流の推進を実施中。</p> <p>(総合科学技術会議の「臨床研究・臨床への橋渡し研究」の中でも研究機関との間の交流の在り方について、検討中と承知している)</p> <p>平成19年4月に俸給表の見直しを行い、技術系職員の初任給については、より高い格付けとした。</p>

<p>【根拠法令】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条</p> <p>【概要】 審査官の待遇を見直し、例えば医師・薬剤師等の現場経験者を優遇する制度などの整備を通じて、キャリア・パスを確立する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		<p>今後、総合科学技術会議の「臨床研究・臨床への橋渡し研究」からの提言内容も踏まえつつ、キャリア・パスの在り方、柔軟な雇用形態等について検討を進め、逐次、実施に移す。</p>
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-12】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省の「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書(平成19年7月30日)において、就業規則の見直しの必要性が盛り込まれたことを受け、総合機構運営評議会の了承を得、平成19年10月から以下のルールの見直しを実施済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出身企業の医薬品等に係る業務は、これまでと同様、採用後5年間は禁止。 ・ 採用後2年間は、採用前5年間で密接に関連する業務に従事させないというルールは適用しない。 (採用後2年間管理職等には付けない、複数で担当等のルールは存続) ・ ルールの遵守状況についての、透明性の向上、チェックの厳格化を実施。

<p>【概要】 特に機構と規制対象の会社の関係に注意しつつ、機構の就業規則を緩和する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-13】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知)</p> <p>【概要】 厚生労働省は産業界の意見も聞いて、審査の透明化を図り、効率化を促進するために、承認審査基準を明確化する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・承認審査基準については、関係学会や産業界の意見を聴きながら、疾患毎のガイドラインを今後順次策定することとしている。 ・平成20年度は、心不全、経口糖尿病薬、腎性貧血に関するガイドラインを作成する予定としている。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
----------------------	------	------

<p>整理番号【6-14】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知) 医療用具の製造(輸入)承認事項の一部変更承認申請の取り扱いについて(薬機第62号 平成9年3月31日厚生省通知)</p> <p>【概要】 従来の医療機器の審査基準を現状の医療開発水準に即したものに改正する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降逐次実施</p>	厚生労働省	医療機器の有効性、安全性、品質を担保しつつ、承認審査の合理化を図るため、現在の医療開発水準を踏まえた審査基準(承認基準)の策定を進めており、19年度は、新たに10基準について策定した。平成20年4月以降も、逐次、承認基準の策定をすすめていく。
--	-------	---

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-15】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知) 医療用具の製造(輸入)承認事項の一部変更承認申請の取り扱いについて(薬機第62号 平成9年3月31日)</p>	厚生労働省	承認された医療機器の変更を行う場合について、一部変更承認申請が不要で、軽微な変更の届出の対象となる範囲を・明確化するため、平成19年9月28日に通知「薬事法第14条第10項に規定する医療機器の承認事項の変更届の範囲の明確化について」を発出した。

<p>厚生省通知)</p> <p>【概要】 日々改良を重ねる医療機器については、研究開発のスピードをいたずらに遅延させないよう、安全性と有効性を考慮しつつ、軽微な改良の場合、申請を不要とするなど判定基準の明確化するとともに、その申請不要の範囲の拡大を検討する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		
---	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-16】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 臨床試験に関するガイダンス(厚生省通知) 医療用具の製造(輸入)承認事項の一部変更承認申請の取り扱いについて(薬機第62号 平成9年3月31日厚生省通知)</p> <p>【概要】 規制当局は海外治験データの国内での活用、既に海外で承認を受けた医療機器について審査の簡素化を図ってきたところであるが、継続して承認</p>	厚生労働省	<p>既に海外で承認を受けた機器が国内で承認申請された場合、審査を合理的に進めるため、海外の治験データの活用などを図ってきた。</p> <p>日米共同治験に関する実施体制、審査体制等の構築を進めるため、まず米国 FDA との HBD (Harmonization by Doing) の取り組みを開始した。</p> <p>平成20年度には HBD 全体会議を日本国内で開催予定。</p>

<p>審査の合理化に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-17】</p> <p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)第53条(5年で人件費5%削減) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構就業規則(平成16年4月1日)5条及び8条</p> <p>【概要】 機構の医療機器専門審査官の充実・育成を図る。</p> <p>【実施時期】 平成19年度より実施</p>	厚生労働省	<p>平成20年4月から医療機器審査部門を35人体制(平成19年4月1日現在28人)とするため、職員の採用活動を実施。</p> <p>平成19年10月から、新研修プログラムに基づく研修を本格実施。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般体系コースと専門体系コースの2コースに再編 ・ ケーススタディ、メディカルライティング等の導入 ・ 中堅職員、管理職の研修の充実 ・ 国内外の学会、セミナー等への積極的な参加 <p>今後も、研修プログラムについて、実施状況も踏まえつつ、プログラムの充実を図る。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-18】</p>	厚生労働省	<p>確認申請と治験計画届について、重複する部分の簡素化を図るため、平成19年3月末に通知の改正を行った。</p> <p>自己の細胞・組織を加工した医薬品等の安全性評価基準を明確化するため、平成19年8月末までに指針案をとりまとめ、パブリックコメントを実施し</p>

<p>【改革事項】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化</p> <p>【根拠法令】 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日省令第36号) 細胞・組織を利用した医療用具又は医薬品の品質及び安全性の確保について(医薬発 906 号 平成 11 年7月30日厚生省通知)</p> <p>【概要】 細胞・組織を利用した医療機器や医薬品の審査を迅速化、効率化するために、細胞・組織を利用した新技術の安全評価基準を明確化し、かつ確認申請もしくは治験計画届に係る調査において重複する部分を簡素化する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論</p>		<p>た。その後コメントを踏まえた見直しを行い、指針(自家細胞・組織加工製品を対象とした安全性評価基準(平成20年2月8日)及び自家細胞・組織製品を対象とした製造・品質管理の考え方(平成20年3月27日)を通知した。</p> <p>他家の組織・細胞を加工した医薬品等の安全性評価基準については、指針案を検討し、平成20年3月よりパブリックコメントを実施中。</p>
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-19】</p> <p>【改革事項】 国際共同治験の推進</p> <p>【根拠法令】 臨床研究に関する倫理指針(平成15年7月30日)、医薬品の臨床試験の</p>	厚生労働省	<p>国内外の治験データの有効活用については、厚生労働省において、昨年9月の「治験のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、治験に必要な文書の整理を行い昨年10月に公表するなど、GCPの運用改善を図った。また、同検討会の結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、平成20年2月、治験審査委員会の設置、治験計画の届出事項の見直し等を内容としたGCP省令等の改正を行うなど必要な措置を講じたところ。</p> <p>中核病院・拠点医療機関等の連携の連携推進のために、専用のHPを設け、情報の共有化を図っている。また、治験依頼者と実施者間で使用する統一的な書式について、平成19年12月に示した。</p>

<p>実施の基準に関する省令(平成9年3月27日省令第28号)</p> <p>医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日省令第36号)</p> <p>【概要】 国内外の治験データの有効活用の促進のために、日本の GCP や、その運用のあり方について検討する。 治験を迅速化しコストを下げるために、ITを利用した施設間のネットワーク作りや治験に係る書類様式の統一化する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度以降実施</p>		
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【6-20】</p> <p>【改革事項】 治験の情報提供活動の規制緩和</p> <p>【根拠法令】 薬事法(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 135 号)第 68 条</p> <p>【概要】 どの医療機関で何の薬剤の臨床研究(治験)を行っているかを明確にし、被験者が治験・臨床試験に参加しやすくするために、インターネット等を通じた情報提供や広告規制のあり方を検討する。</p>	厚生労働省	<p>医療法における病院等の広告規制の見直しにより、医療機関における治験に関する情報提供のあり方についても改正を行い、平成19年度より治験薬の一般的名称又は開発コードについても、情報提供・広告を可能とした。</p> <p>平成19年7月27日付事務連絡において、「公的機関等が運営するインターネットサイト等の媒体を利用して、製薬企業が治験を含む臨床研究に関する情報提供を行う場合」については、薬事法68条に規定する「広告」には該当しない旨明確化した。</p>

【実施時期】 平成18年度以降実施		
----------------------	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-21】 【改革事項】 被験者に対するインセンティブの付与 【根拠法令】 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第86条 【概要】 治験で認められているのと同様に、一定の条件の下、欧米の制度を参考にしつつ臨床研究においても研究的診療に保険診療の併用を可能とする。 【実施時期】 平成18年度より検討・平成19年度夏結論	厚生労働省	平成19年6月より「臨床的な使用確認試験」に関する検討会を実施し、高度先進医療における適応外技術であっても、保険と併用できるようにするため、「臨床的な使用確認試験」の対象とすべき技術の要件等及び該当する技術について検討を行った。 また、平成19年4月より、高度医療評価制度の運用を開始し、国内未承認の薬物・機器器具を用いた先進的な医療技術に関する保険診療との併用が可能となった。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【6-22】 【改革事項】 被験者に対するインセンティブの付与 【根拠法令】 【概要】	厚生労働省	平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5か年計画」において被験者の負担軽減費の在り方を検討することを盛り込んだ。 今後は、治験の倫理性と科学的信頼性を確保しつつ、治験を促進できるような方策について、現場の実態や関係者との協議等も踏まえつつ検討していく。

<p>入院や外来等の形態を問わず、治験の参加の度合いや負担に配慮した支払いを行うことについて検討する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度以降実施</p>		
---	--	--

7. 国民の科学技術に対する理解の増進

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-1】 【改革事項】 理解増進活動全体の体系化・組織化 【根拠法令】 【概要】 理解増進活動について、全体像を把握し、活動の体系化、関係団体等のネットワーク化などを図る。 【実施時期】 平成 18 年度以降逐次実施	文部科学省	【本省】 科学技術振興機構では、全国の科学館情報を一覧できる「日本の科学館めぐり」を運営し、科学技術に関する情報を収集・発信するポータルサイト「SciencePortal」においても理解増進活動に関する情報を扱い、全国で展開されている科学技術理解増進活動の全体像の把握及び体系化を行っている。また、各地で活動する NPO や企業、公的機関、大学研究室等の団体や、ボランティア活動や研究を行う個人が、シンポジウム、ワークショップ、ショー、展示等の企画を実施し、それらを通じて、研究者コミュニティの形成や研究者と市民との双方向コミュニケーションを促進する「サイエンスアゴラ」を開催している。 日本科学未来館では、全国の科学館の活動促進やネットワークの構築等を目的とした、全国科学館連携協議会（連携協）の事務局を行い、巡回展・展示物の貸出や、海外科学館等の視察研修、国内科学館職員研修、地域ごとの活動推進等を行っている。 今後は、これまでに実施している取組を引き続き推進するとともに、各地で活動する自治体、科学館・博物館、大学・研究機関、公益法人・NPO・個人等からなる、地域におけるネットワークづくりを促進するため、地域ネットワーク支援を開始する。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-2】 【改革事項】 理解増進活動全体の体系化・組織化 【根拠法令】 【概要】 情報収集やネットワーク化などの活動について、中核として担当する機関を定めて、関係団体等の連携のもとに行う。 【実施時期】 平成 18 年度以降逐次実施	文部科学省	【本省】 科学技術振興機構は、我が国の科学技術理解増進活動に関する中核的機関として、全国の科学館情報を一覧できる「日本の科学館めぐり」を運営し、科学技術に関する情報を収集・発信するポータルサイト「SciencePortal」においても理解増進活動に関する情報を扱い、全国で展開されている科学技術理解増進活動の全体像の把握及び体系化を行っている。また、各地で活動する NPO や企業、公的機関、大学研究室等の団体や、ボランティア活動や研究を行う個人が、シンポジウム、ワークショップ、ショー、展示等の企画を実施し、それらを通じて、研究者コミュニティの形成や研究者と市民との双方向コミュニケーションを促進する「サイエンスアゴラ」を開催している。 また、日本科学未来館は、我が国の最先端科学技術を扱うナショナルミュージアムとして、全国の科学館の活動促進やネットワークの構築等を目的とした、全国科学館連携協議会（連携協）の事務局を行い、巡回展・展示物の貸出や、海外科学館等の視察研修、国内科学館職員研修、地域ごとの活動推進等を行っている。 今後は、これまでに実施している取組を引き続き推進していく。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-3】 【改革事項】 理解増進活動全体の体系化・組織化 【根拠法令】 【概要】 科学技術への関心や理解度に係る状況を等について継続的に把握し、理解増進活動全体の効果を高めるよう、フィードバックする。 【実施時期】 平成 18 年度以降逐次実施	文部科学省	【本省】 平成 19 年 12 月に内閣府が実施した「科学技術と社会に関する世論調査」等を活用し、理解増進施策全体の効果等の分析を行っている。今後は、上記調査をはじめとする関係の世論調査等を用い、理解増進施策全体の効果・成果並びに問題点の分析を行い、施策へのフィードバックを図る。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-4】 【改革事項】 大学や研究機関における理解増進活動の恒常化 【根拠法令】 【概要】 研究機関においては、例えば、担当する組織体制の整備や機関の研究費総額に対する理解増進に係る事業経費の比率について目標を設定するなどしながら、理解増進活動の具体的な行動計画を策定して、その組織	内閣府	【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 平成 19 年度において、科学技術理解増進活動に係る事業経費の比率目標は特に設定しなかったが、その後の採用により専任スタッフの拡充を図った。代表研究者などによる地元の学校や医療機関における講演をおこなったほか、研究者の地元メディアへの出演や、専任スタッフによる取材対応をおこなった。また、科学技術理解増進活動の一環として、地域住民や国内および海外の学生による訪問を受け入れたほか、ニュースレターを発行、地方自治体を通して県民に配布した。 今後は、具体的に理解増進に係る事業経費の比率目標を設定し、パンフレットの改訂や公式ウェブサイトやプロモーションビデオの刷新をおこなう予定である。また、地元の学校や医療機関、科学をテーマにした周辺地域におけるイベントでの代表研究者などによる講演を引き続きおこなうほか、オープンハウスや出張授業を利用した地域住民との交流により、科学技術理解増進活動を図る予定である。
	総務省	【情報通信研究機構】 平成 18 年度に、広報室及び各部門の広報担当からなる広報委員会を設置した。 平成 18 年度から、一般の方を含む外部者への機構の研究活動の認知、青少年向けの科学技術についての教育等を目的とした理解増進活動を推進するため、中期計画、年度計画に具体的な行動計画及び目標を定めている。 教育広報の充実の取組の一環として、「NICT 科学技術ふれあい day」を開催し、世界の最先端で活躍する NICT の研究者が子どもたちに直接語りかけ、NICT の研究や成果を分かりやすく解説している。こうした機会や場を設けて、子どもたちの知的好奇心を刺激するとともに、科学技術のおもしろさを実感してもらう NICT 独自イベントを毎年開催している。

<p>的な強化を図ることを検討する。</p>		<p>アウトリーチ活動として学校や社会人対象の研修やスーパーサイエンスハイスクール対象のサイエンスワークショップ開催なども実施している。</p>
<p>【実施時期】 平成 19 年度以降逐次実施</p>	<p>財務省</p>	<p>【酒類総合研究所】 中期目標において、研究活動による成果を国民に分かりやすく説明することを基本責務と位置づけ、また国民の酒類に関する認識を高めるために情報提供を行うことを定めており、独法の中期計画及び年度計画において、国民の科学技術に対する理解増進活動について次の計画を立てて実行することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年 1 回発行 ・研究所の成果、情報を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年 2 回発行 ・施設の公開 ・ホームページの充実 ・消費者からの問合せに対応 ・消費者への教養講座の開催
	<p>文部科学省</p>	<p>【理化学研究所】 理解増進のための専属職員を配置している。また、研究成果の発信に当たって、科学ライターによる発信をしたり、科学技術館等外部機関との連携により、理解増進活動を実施している。今後は、外部機関等との連携を強化するなどにより、研究成果等について国民にわかりやすく伝えるようにする。</p> <p>-----</p> <p>【物質・材料研究機構】 機構刊行物 NIMS NOW の構成を見直し、研究者等の専門家対象ではなく、「一般読者にわかりやすく」をモットーに全面改訂を行うとともに、これまで平日に実施していた科学技術週間行事における一般公開日を、来場者が足を運びやすい土曜日に変更するなど、さらなる理解増進活動を推進した。</p> <p>また、本年度より、研究者を広報室へ併任させることにより具体的かつ分かりやすい広報活動を推進するほか、広報アドバイザーとして民間より人材を雇用することにより情報発信のノウハウを活用する等、理解増進活動に関する組織強化を行った。</p> <p>これまでの理解増進活動への取り組みを一層推進するとともに、平成 20 年 5 月に東京ビッグサイトにて開催される『環境・エネルギー材料研究展』では、当機構の多数の研究者がポスター発表を行う予定であり、NIMSにおける環境・エネルギー研究の可能性を世界にアピールできる場であることから、理解増進活動の一環として取り組むこととしている。</p> <p>-----</p> <p>【放射線医学総合研究所】 重粒子線がん治療をはじめとする放射線医学分野のプレス発表、マスコミ対応に注力し、社会的認知の拡大を図った。</p> <p>研究所の研究開発事業を紹介する定期刊行物「放医研ニュース」「放射線科学」を全面改定し、解りやすく親しみやすい構成とした。</p> <p>「放医研一般公開」「市民講演会」の広報活動に注力したほか、一般者の見学に積極的に対応し、年間 6,000 名を超える訪問者があった。</p> <p>ホームページを広報活動の主力として位置づけ、研究所の研究成果の発表をはじめとする情報公開に注力した。</p> <p>今後は、独法としての第二期中期計画下、一般社会の理解に裏打ちされた透明性の高い研究開発事業を指向するため、職員の全てが広報マインドを持ち、研究成果のプレス発表や、マスコミの取材に数的目標を掲げ、積極的に参画する意識を醸成する。</p> <p>平成 20 年度の放医研一般公開は、より広範な市民への広報活動を展開し、市民と研究者とが直接対話する場として活用する。</p> <p>専門家に向けたシンポジウムとは別に、一般市民を啓蒙する公開講座と講演会を各年 2 回以上開催し、質疑応答の場を設定する。市民講演会については、年 1 回を地方都市での開催とし、研究所活動の全国的な浸透を図る。</p> <p>-----</p> <p>【日本原子力研究開発機構】 当機構における理解増進活動は、「一人ひとりが広報マン」のスローガンの下、本部広報部と各拠点広報担当部署（総務課、地域交流課、</p>

	<p>広報課)が推進体制の中心となり、各研究開発部門と連携・協力して実施。</p> <p>中期計画に基づき、広報基本計画を策定し「研究開発成果の普及とその活用の促進」、「社会や立地地域の信頼の確保に向けた取り組み」及び「情報公開及び広聴・広報活動」に基づき活動を実施。具体的には、インターネット情報発信のさらなる拡充、新たな取り組みとしての「研究者・技術者によるアウトリーチ活動」を組織的・計画的に進め、平成19年度には広報担当理事を議長とする「アウトリーチ活動推進会議」を組織し、意識啓発、良好事例(サイエンスカフェの実施、サイエンスクラブ、実験教室など)の情報共有を図り、活動を支援・推進している。</p> <p>活動計画及び結果については、機構内の自己評価委員会や広報委員会、外部有識者を含めた広報企画委員会において評価を行い、PDCAサイクルを実施し改善を図っている。また、平成19年度には、理解増進活動について、原子力委員会政策評価部会及び内閣府「独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査」において、理解増進活動のグッドプラクティスとして取り上げられた。</p> <p>展示館・科学館は、アウトリーチ活動、サイエンスクラブ活動(敦賀のアクアトム科学塾を平成19年度に新たに開始)、実験教室など、原子力や科学にふれる学びの場、理解増進活動の場として効果的活用を図っている(幌延、むつ、東海3カ所、大洗、敦賀2カ所、関西、人形の10拠点)。</p> <p>今後は、PDCAサイクルによる自らの改善及び独法評価結果に基づく改善を順次実施。</p> <p>【防災科学技術研究所】</p> <p>広報普及課を新たに設置し、理解増進活動全体の強化を図った。防災科学技術に関する研究成果等について、一般の方々が興味をもてるようなかたちでの広報し、最新情報を迅速にプレス発表するとともに研究者や防災行政関係者、一般国民への理解の促進を図るためシンポジウムやワークショップを開催した。また、見学者を随時受け入れ、防災科学技術に関する研究概要や研究成果等をわかりやすく説明することにより、見学者一人一人の防災意識の向上を促した。</p> <p>アウトリーチ活動を積極的かつ円滑に推進するため広報・成果普及推進委員会を設置し、理解増進活動の強化を図った。</p> <p>自然災害情報室においては、防災知識普及の一環として、一般の方々を対象に、主として地形・地盤の条件から各地域・場所において発生の可能性がある災害種類、その危険度・危険域、予想される被害等を簡易に調べる手法、ならびに既存の災害危険情報(ハザードマップなど)を理解し利用する方法を、災害種類ごとに整理し、平易に解説することを目的とした学習会を開催するとともに自治体職員を対象とした防災講座と防災科研見学会を実施し、理解増進活動の強化を図った。</p> <p>今後も理解増進に向けた活動について、随時必要に応じ、その方策等の検討、見直しを図っていく予定である。</p> <p>【宇宙航空研究開発機構】</p> <p>平成17年5月に設置した宇宙教育センターで宇宙航空教育活動を、広報部で宇宙航空普及活動を、以下のとおり展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育現場の教員等と連携し宇宙航空を素材とする授業支援を実施。 ・宇宙素材の教育現場での利用拡大等を目的として、全国各地の教育委員会及び総合教育センターと連携し、学校の教員を対象に、宇宙観測によるデータ等を活用した教材の紹介などの教員研修プログラムを実施。 ・コズミックカレッジ(キッズコース、ファンダメンタルコース、アドバンストコース、高校生コース等)を中心とした公募型の体験型社会教育活動を独自のプログラムにより全国各地で小・中・高校生を対象として実施。 ・全国各地の地域で宇宙教育を実践する宇宙教育ボランティアを育成するため各種セミナー(エデュケーターコース、リーダーズセミナー等)を開催。 ・国際学会への学生派遣など学生の知識習得活動支援。 ・宇宙を身近に感じてもらう「宇宙の日」記念行事イベント等を各地で定期的に行う。 ・宇宙航空に関するさまざまな情報や青少年向けに分かりやすく紹介した情報をホームページで計画的に発信。 ・国民の宇宙航空への更なる理解増進を図るため実物のロケット等の展示を実施。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学館等と連携し研究者等による宇宙航空に関する講演活動を各地で開催。 ・ 日本の宇宙航空開発について、国民と直接話をしながら意見交換を行なうタウンミーティングを各地で計画的に開催。 <p>今後は、学校教育現場への支援活動の更なる推進のために、その地域の宇宙航空教育活動を中心的に支援する学校教育連携地域拠点を増やしていく。公募型・体験型教育活動の更なる推進のために、実践教育連携地域拠点を増やしていく。ホームページコンテンツの充実や、展示の充実、国民と意見交換を行なうタウンミーティング等を計画的に実施し、更なる理解増進活動の推進を図る。</p> <p>【海洋研究開発機構】</p> <p>社会への貢献として、海洋や地球についての知識の普及と理解の増進、教育界との連携による人材の育成、さらに産業界との積極的な交流を通じた研究開発成果の産業利用などに取り組むため、毎年度の総事業費の一定割合（当面1%）を振り向けることを定め、HPで明示している。今後は、引き続き、当該項目について目標設定をしながら、社会貢献に努めていく。</p> <p>【科学技術振興機構】</p> <p>中期計画に科学技術に関する理解増進活動を推進することを掲げ、以下のような取り組みを行っている。</p> <p>大学や研究機関等においてその活動や成果を対外的に広く分かりやすく伝えられるよう監修専任の広報参与を配置し、マスメディアを通じたプレス発表を積極的に実施している。</p> <p>また、研究者等と直接語らえるシンポジウムや企画展の開催・協力、高度な研究内容も分かりやすく伝えられるような映像作品の制作等理解増進活動に積極的に取り組んできている。</p> <p>組織の広報誌については、科学技術への理解をより深めてもらうため、専門的知識がなくても理解できる内容・分かり易いデザインに一新するなど十分な配慮を行っている。</p> <p>また、ポータルサイト「SciencePortal」の「楽しむ科学」コーナーでは、サイエンスカフェの開催スケジュールをカレンダー形式で提供するとともに、開催されたカフェの様子を「サイエンスカフェレポート」でレポートしており、科学に親しむためのサイトや科学館情報サイト、Web上で学ぶことのできる科学技術学習関連サイトに関する情報を扱うなど理解増進活動の情報化とその流通を積極的に行っている。また、大学・研究機関の行う理解増進活動への支援となる「機関活動支援」を実施するなど、研究に携わる機関が理解増進活動を実施するための支援を積極的に行っている。</p> <p>日本科学未来館では先端科学技術に関する理解増進のため、未来館内に科学コミュニケーターを開館当初（H13.7）から配置（開館当初は、科学技術スペシャリスト、インタープリターという名称）し、展示開発における研究者の企画参加、展示フロアでの研究者によるアウトリーチイベント「展示の前で研究者に会おう」の開催、研究機関との企画展示等の共同開催等を行っており、更に大学・研究機関と学術研究相互協力に関する協定書を締結し連携を深めている。</p> <p>今後は、これまでの研究活動や成果に関する記事掲載等の発信の充実、大学等における理解増進活動の支援や協力、日本科学未来館の活動を引き続き推進するなど、今後も理解増進活動を一層充実化させる。</p> <p>また、大学・研究機関の理解増進活動の支援・協力に関しては、さまざまな活動主体の連携によるネットワークの構築を支援するための「地域ネットワーク支援」を新たに実施するなどより強化していく考え。</p> <p>【国立文化財機構】</p> <p>理解増進活動の具体的な行動計画の策定及び組織的な強化を図ることへの実現について検討を行っている。今後とも、引き続き検討を実施していく。</p> <p>【国立国語研究所】</p> <p>昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。今後は、移管先となる大学共同利用機関法人の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>
--	--

	<p>【国立特別支援教育総合研究所】 特別支援教育に関する普及・啓発を図るために、情報普及活動を中期計画の柱として位置づけ、研究所メールマガジンの配信や研究所公開、研究所セミナー等を実施している。今後とも、引き続き、実施する。</p> <p>【国立科学博物館】 国立科学博物館においては、調査・研究、資料の収集・保管とともに、人々の科学リテラシーの向上を図る展示・学習支援活動を主要な業務として位置づけており、常設展の整備、特別展・企画展等の企画実施、多様な学習支援活動、情報技術を活用した成果の普及、知の社会還元を担う人材の育成等について計画を策定し、活動を展開しているところである。 また、研究部門と連携してこれらの活動を担う組織として展示・学習部、広報・サービス部等の部門を設置するとともに、予算においては展示関係経費として777百万円、教育普及関係経費として212百万円(いずれも平成19年度)を計上している。 今後とも、引き続き、人々の科学リテラシーの向上を図ることを目的に、展示・学習支援活動を展開していく。</p> <p>【日本スポーツ振興センター】 研究・支援活動の成果等については、インターネット等情報通信技術を活用し、広く情報を提供するとともに、全国的なセミナーや講習会及び広報物等を通じて、成果の普及に努めている。また、定期的に施設見学会を開催し、施設及び研究・支援活動を理解してもらえよう努めている。今後は、他法人の取組みを参考に、今後さらに推進してまいりたい。</p>
厚生労働省	<p>各研究機関の年度計画において、研究所の一般公開の実施や、講演会・セミナー等の実施を盛り込み、これに沿って理解増進活動の実施に努めている。理解増進活動を担当する組織体制の整備や理解増進活動に係る目標の設定方法等についても引き続き検討しながら、取組みを進めていく。</p> <p>【国立健康・栄養研究所】 国立健康・栄養研究所では、理解増進活動として、研究所一般公開(オープンハウス)を開催し、近隣住民をはじめ、若い世代に科学技術への興味を深めてもらい、人材を育成するために、中高生を対象とした研究所の研究成果をわかりやすく説明している。また、各種セミナーを開催し、一般の方や専門家のためになる研究成果を公表している。</p> <p>【労働安全衛生総合研究所】 労働安全衛生総合研究所では、組織の規模が小さいため専任の理解増進担当職員を配置することはできないが、各年度の年度計画において、研究所の一般公開や講演会の実施を定例化し、それぞれの担当者をあらかじめ指定して計画的に活動を実施している。また、見学の希望には積極的な対応を図ることとしている。</p> <p>【医薬基盤研究所】 医薬基盤研究所では、近隣の住民等を対象とした研究所の一般公開を年度計画で策定し実施しており、科学技術に対する理解の増進を図っている。</p>
農林水産省	<p>【農業・食品産業技術総合研究機構】、【農業生物資源研究所】、【農業環境技術研究所】、【国際農林水産業研究センター】、【森林総合研究所】、【水産総合研究センター】 研究機関等との広報活動の連携・強化を図るために、広報連絡協議会等を開催し、対象を明確にした広報活動の年度実施計画を策定し、広報活動を円滑に推進。 今後は、広報活動のほか、科学技術の理解増進を主たる業務とするスタッフを配置し、理解増進の取組を推進。今後も引き続き、広報連絡協議会等を開催し、広報活動の年度実施計画の策定及びその円滑な推進と連携の強化を推進。</p>
経済産業省	<p>【産業技術総合研究所】 理事長直轄部門の「広報部」において、研究成果情報及び経営情報をわかりやすく発信している。 国民に対して、「サイエンス・スクエアつくば」、「地質標本館」などの常設展示施設、つくばセンターをはじめとする各地域センターの一般公開の他、外部イベントへの出展(産総研キャラバン特別展)での映像や体験を通して、科学技術や産総研の研究成果を広く知ってもらうための活動を積極的に行っている。また、国民向けのシンポジウム・講演会、サイエンスキャンプ、実験ショーなどの科学啓蒙活動、サ</p>

	<p>イエンカフェ、出前講座、実験教室などのサイエンスコミュニケーション事業をより積極的に推進し、科学技術や研究成果を分かりやすく説明することによって、産総研を社会に向けて広くアピールしている。</p> <p>【情報処理推進機構】</p> <p>戦略企画部内に広報業務を専門に行う「広報グループ」を設置し、機構全体の広報業務を戦略的に実施するとともに、各部署における理解増進活動の支援を行っている。</p> <p>広く国民に対して、IPAの事業成果を普及するため、総合的な成果発表会を年2回開催するとともに、セミナー・講演会の開催や外部関連イベントへの出展等を積極的に実施している。(年度当初に年間イベント計画を策定。)</p> <p>事業成果のホームページでの公開とあわせて、小冊子、ガイドブック等を作成・発行するとともに、ツール化やデータベース構築等を積極的に行っている。</p> <p>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</p> <p>広報部門では、一般向けにはホームページで機構の概要等とともに研究事業の紹介を行っている。また、学生の技術離れへの対応として高校生を対象にJOGMECが開発している石油代替エネルギーの開発、環境に配慮している金属の抽出技術の開発についてTV番組を作成し、放映している。また、番組はDVD化し、教育機関に配布する等、機構の役割や事業内容とともに、資源・エネルギーに関する理解増進に努めている。</p> <p>事業部門では、普及促進に係る費用を確保し、①研究系事業を含めた事業成果報告や、②情報収集提供事業に係る定期的なブリーフィング等を通じ恒常的に理解増進活動に勤めている。具体的な活動としては、石油・天然ガス部門では、石油開発会社、石油開発関連業界、学生を含む大学等の研究機関等を対象として毎年成果報告会を開催している。さらにメールマガジンを関係者に配信し、最近の活動、石油開発事情、発表論文、特許等、様々な情報を発信している。金属資源開発・鉱害事業部門では、特定技術分野に特化したトピック毎に定期的な成果発表会を実施している。また、両事業部門ともに、内外の学会等での研究成果の普及にも積極的に努めている。</p> <p>情報収集提供部門では、資源・エネルギーの開発動向に関する定期ブリーフィングやセミナーとともに、「石油・天然ガスレビュー」、「金属資源レポート」等の定期刊行物を発行し資源・エネルギーの開発動向、関連技術開発の概要、成果を積極的に公開している。</p> <p>さらに、研究者、実務者のみならず一般市民等に対しても、広報部門では、小学生にエネルギー、資源に関する興味、関心を深くしてもらう目的で石油や金属を紹介する冊子を作成、全国の小学校へ配布を実施。また、石油・天然ガス開発部門の研究施設において、情報セキュリティ等の観点から常時一般公開は行っていないものの、要請があれば高校生等への理解増進活動として見学を実施している。金属開発部門では、金属技術研究所において地元の小中学校はもとより、地域の教育委員会等への理解増進活動の一環として、積極的に研究所公開等を行っている。</p>
国土交通省	<p>【海上技術安全研究所】</p> <p>当該研究所では、限られた研究資源の中で、可能な限りの資源を充てている。中期計画においても、「メールニュースを月1回以上発信し、海技研ニュースを年4回以上発行する」、「双方向のコミュニケーションにより行うアウトリーチ活動の充実を図るため、小中学生の職場体験・課外授業等を行う」、「施設見学については、大規模な施設公開を年2回以上実施する」、「年4回以上の小規模な実験公開を、希望者を公募して実施する。」等具体的な目標を定めて取り組みを進めている。今後は、現在の取り組みを確実に実施する。</p> <p>【建築研究所】</p> <p>理解増進活動として、施設一般公開や見学対応、所外向けHPの充実等を図っている。今後も施設一般公開や見学対応等で科学技術の理解増進活動に努めていく。</p> <p>【交通安全環境研究所】</p> <p>当該法人では、限られた資源の中で、可能な限りの対応を行っている。中期計画においても、「研究発表会を毎年1回」、「特定のテーマにかかる研究成果を紹介する講演会等を適宜開催」、「研究所の一般公開を毎年1回以上実施する」等具体的な目標を定めて取り組みを進めて</p>

		<p>いる。今後は、現在の取り組みを確実に実施する。</p> <p>【港湾空港技術研究所】 独法の中期計画（H18～H22）において、理解増進活動に関する数値目標を設け推進。具体的には、理解増進活動として、一般公開、総合学習への対応、見学者の受入、講演会の開催、などを項目とし、入場者等数を数値目標として継続的に実施している。 今後は、理解増進活動に対する支援を行う資金制度等があるが、そうした取り組みを利用し資金の確保を目指す。</p> <p>【電子航法研究所】 当研究所においては、成果の普及業務の一環として企画課が統一的に実施している。また、中期計画・年度計画においても「広報・普及・成果の活用」を掲げ、理解増進活動を強化している。具体的な活動としては、要望に応じ研究を紹介する出前講座、国土交通省の主催するイベントへの参画などが上げられる。 今後は、中期計画・年度計画に従い、研究所の活動及び成果の普及・活用促進に必要な広報活動に努める。</p> <p>【土木研究所】 理解増進活動を含め、広報計画を策定し、計画的・戦略的活動を実施している。今後とも引き続き年度ごとに広報計画を策定し理解増進活動を推進する。</p>
	環境省	<p>【国立環境研究所】 所内に設置した広報委員会において、研究所の広報・研究成果普及の基本方針・計画を策定し、研究所活動の理解増進を効果的に進めるため、各種業務の調整等を行い、その着実な実施を図っている。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【7-5】</p> <p>【改革事項】 大学や研究機関における理解増進活動の恒常化</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 大学においては、研究活動等の実情を踏まえつつ、理解増進活動を重要な活動として位置付け、競争的資金への関係経費の積極的な計上や間接経費等の有効な活用を図るなどしながら、教育研究機関としての特性を活かした理解増進活動の組織的な取</p>	文部科学省	<p>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】 《実施国立大学法人等》 北海道教育大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中高校児童・生徒への学科の教材を提供し、科学に対する関心の向上に資することを目的として、キャンパス内に教職員の研究開発した標本等を展示するとともに、大学のサイエンス・パークとして大学全体で支援を行っている。 ・ 地域に大学の臨床研究等の成果を還元するため、及び、大学の研究活動の理解を地域から得るために講座を開催しており、教員以外にも、薬剤師、看護師も地方公共団体が実施する生涯学習講演会等の場において講演を実施している。

<p>り組みを強化する。</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度以降逐次実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が主催する「高機能性食品開発事業化研究会きのこ分科会」において、県内の企業にきのこに関する基礎知見と応用例を紹介することで、大学で実施している当該分野及び関連分野の研究に対する理解を促している。 ・ 日本学術振興会予算「ひらめき・ときめきサイエンス」の採択に伴い、同一県内の中高生に対し、科学研究補費補助金の成果をわかりやすく紹介している。 <p>等</p> <p>《新たな取組の実施を予定している国立大学法人等》 埼玉大学、三重大学、大阪大学、愛媛大学、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構</p> <p>《新たに実施する予定の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会連携の推進を目的に、社会連携「21世紀懐徳堂」を設置する。社会学連携に係る広報及び窓口になるとともに、一般市民を対象とした各種公開講座を実施し、今日の先端科学や古典研究の粋をお知らせすることにより、社会貢献活動の一つとして展開する。 ・ コミュニケーションデザイン・センターが主催するサイエンスショップや、サイエンスカフェ、哲学カフェ等の事業とも深く連携し、大学が持っている様々な知的・文化的資源を社会に還元しつつ、市民社会と双方向的にコミュニケーションしていくこととしている。 ・ 地域貢献活動の創造と促進を図るため、地域連携推進室、リエゾン室、東京オフィス、医学部産学連携医学研究推進機構、工学部社会連携推進室等による連携コーディネート活動を推進し、地域に根ざした知の支援活動と、産学官民連携の強化への助成支援を大学として進める。 ・ 地域の企業向け及び中学生・高校生向けの大学シーズを紹介するイベントを開催する。 <p>等</p>
--	---

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【7-6】</p> <p>競争的資金制度における理解増進活動の充実</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 競争的資金制度における理解増進事業の実施、採択課題における理解増進活動の推奨などの取組を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度以降逐次実施</p>	内閣府	<p>【食品健康影響評価技術研究】 研究期間の終期が到来していない課題の理解増進への取組みとして、実施している研究の概要等を食品安全委員会のホームページ等で公開している。研究期間の終期が到来した課題の理解増進への取組みについては、該当する研究課題がないことから実施していない。今後は、研究期間の終期が到来した課題については、理解増進の取組みとして、研究成果の発表会を実施する予定である。</p>
	総務省	<p>【戦略的情報通信研究開発推進制度】 各地方における公募説明会を全国で実施して、本制度への提案促進に努めるとともに、成果発表会の開催やホームページでの広報を通じて、本制度の理解増進に努めている。</p> <hr/> <p>【先進技術型研究開発助成金制度】 これまでも、国際福祉機器展や CEATEC 等の各種展示会等を通じて研究開発の成果を周知している。今後も各種展示会等を通じて研究開発の成果を周知していく予定。</p> <hr/> <p>【民間基盤技術研究促進制度】 連携大学の協力を得て、広く制度の周知に努めると共に、公募案件の拡大に努めている。CEATEC 等の各種展示会等を通じて、制度の理解、成果の周知に努めている。今後も連携大学の協力を得て、広く制度の周知に努めると共に、公募案件の拡大に努めていく予定。</p> <hr/> <p>【消防防災科学技術研究推進制度】 当制度により得られた成果をまとめた「消防防災科学技術事例集」を作成し、関係機関へ配布するとともに、毎年4月に行っている消防研究センターの一般公開において、研究テーマの成果及び研究状況の発表を行っている。</p>
	文部科学省	<p>【科学研究費補助金】</p>

	<p>「研究成果公開促進費」において、研究者グループ等による学術的価値の高い研究成果の社会への公開を支援している。(平成19年度実績：59件)</p> <p>配分機関である日本学術振興会において、我が国の将来を担う生徒(主に中・高生)を対象とした、科研費による研究成果をわかりやすく伝える事業「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を実施している。(平成19年度実績：全国の大学で112件)</p> <p>本意見具申等を踏まえ、科学研究費補助金により支援した研究活動における最近の研究成果をわかりやすく紹介するニュースレター「科研費NEWS」を平成19年度より新たに発行している。(平成20年4月現在：4件(4半期毎に発行))</p> <p>今後は、先の取組を引き続き実施するほか、研究期間の3年目に自己点検による中間評価を実施し、結果をインターネットで公開(平成21年度公開予定)するとともに、研究期間終了後に提出する研究成果報告書をインターネットで公開(平成21年度公開予定)する予定。</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>研究課題に関するシンポジウム開催、企画展等への協力、パンフレットの配布、研究課題評価結果・研究成果のHPへの掲載など、理解増進活動に努めた。今後とも、引き続き、理解増進活動に努める。</p> <p>【科学技術振興調整費】</p> <p>科学技術振興調整費重要課題解決型研究において、採択課題における理解増進活動の実施を義務付けている。</p> <p>引き続き、科学技術振興調整費重要課題解決型研究において、採択課題における理解増進活動の実施に努める。また、平成20年度においては科学技術振興調整費による実施課題を対象としたシンポジウムの開催を予定している。</p> <p>【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)】</p> <p>採択拠点の概要、中間評価結果、事後評価結果(冊子体)をすべての国公立大学に配布又はホームページへの記載をするなど、一般国民、特に国内外の大学関係者に広く情報提供することを通じて、我が国の大学の教育研究活動の理解の増進を図る。今後とも、引き続き先の取組を実施する。</p> <p>【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】</p> <p>採択拠点の概要(冊子体)をすべての国公立大学に配布又はホームページへの記載をするなど、一般国民、特に国内外の大学関係者に広く情報提供することを通じて、我が国の大学の教育研究活動の理解の増進を図る。引き続き先の取組を実施する。</p> <p>【世界トップレベル研究拠点プログラム(WPIプログラム)】</p> <p>採択拠点の概要等をホームページ(日本語版、英語版)へ掲載し、一般国民だけでなく海外にも広く情報提供することを通じて、我が国の研究拠点の理解の増進を図っている。また、各研究拠点には、毎年国際シンポジウムの開催の義務づけや、アウトリーチ活動の支出を認めている。その他、プログラムのロゴマークを作成し認知度増進を図っている。今後とも、引き続き先の取組を実施する。</p> <p>【キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発)】</p> <p>産業界等を対象としたシンポジウムなどを開催し、プロジェクトの進捗状況等の一般的周知や、意見交換・情報交換等を行っている。また、ホームページでの情報提供も行っている。今後とも、引き続き先の取組を実施する</p> <p>【キーテクノロジー研究開発の推進(社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発)】</p> <p>実施中の研究課題について、ホームページによる告知や、シンポジウムの開催により情報提供を行っている。今後とも、引き続き先の取組を実施する。</p> <p>【キーテクノロジー研究開発の推進(次世代IT基盤構築のための研究開発)】</p> <p>公募要領に、「研究開発成果等についてわかりやすく社会へ発信するなど、科学技術への理解増進に資する活動等に意欲があること」と明示して、選定の際に考慮している。実施中の研究課題について、シンポジウムや研究成果の展示会を開催。今後とも、引き続き、アウトリーチ活動を推奨する予定。</p>
--	--

	<p>【原子カシステム研究開発事業】 採択課題について、年1回成果報告会（一般向け）を開催している。今後とも、引き続き先の取組を実施する。</p> <p>【先端計測分析技術・機器開発事業】 開発課題に関する公開シンポジウムを平成18年以降これまでに合計8回開催し、またアジア最大の計測機器関係の展示会である「2007分析展」に開発成果としてのプロトタイプ機等の出展を行った。さらに、事業パンフレットの作成・配布、開発課題評価結果・開発成果のホームページへの掲載など、理解増進活動に努めた。今後とも、引き続き、理解増進活動に努める。</p> <p>【独創的シーズ展開事業】 研究開発課題に関するシンポジウム開催、企画展等への協力、パンフレットの配布、研究開発課題評価結果・研究開発成果のHPへの掲載など、理解増進活動に努めた。今後とも、引き続き、理解増進活動に努める。</p> <p>【産学共同シーズイノベーション化事業】 企画展等への協力、パンフレットの配布、研究開発課題評価結果のHPへの掲載など、理解増進活動に努めた。今後とも、引き続き、理解増進活動に努める。</p> <p>【社会技術研究開発事業】 社会技術研究開発事業では、社会の様々な関与者を巻き込みながら進める研究開発である点に留意し、研究協力者や協力自治体（地域）などに対する、研究の進捗や成果の状況等に関するアウトリーチ活動として、研究レポートの作成・発送、説明会・シンポジウムの機会などの支出を認めている。研究開発の内容、研究開発の成果やその活用状況等を、機構が主催する社会技術フォーラムや領域シンポジウムの開催、ホームページへの掲載等を通して、社会に向けて情報発信している。今後とも、引き続き先の取組を実施する。</p>
厚生労働省	<p>【厚生労働科学研究費補助金】 厚生労働省ホームページにおいて、制度や目的、成果の概要等の説明を行っている他、厚生労働科学推進事業により、厚生労働科学研究の取組を明確にしたパンフレット等を作成することにより、本補助金及び本補助金に基づき実施されている研究課題等の理解増進に努めている。また、国立保健医療科学院に設置した厚生労働科学研究成果データベースにより本補助金で得られた成果を公表している。</p> <p>【保健医療分野における基礎研究推進事業】 医薬基盤研究所ホームページ等において、本事業の制度や本事業で得られた成果を公表すること等により、本事業についての理解増進に努めている。また、毎年度、本事業の説明会を開催するとともに、医薬基盤研究所連携フォーラムを開催して採択課題の成果を発表するなどして、本事業の理解増進活動及び本事業の採択研究プロジェクトに関する理解増進活動を実施している。さらに、各採択研究プロジェクトについて、研究者が広く研究成果等を広報するためのシンポジウム等の開催経費の支出を認めている。</p>
農林水産省	<p>【新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業】、【生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業】、【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】、【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】、【イノベーション創出基礎的研究推進事業】、【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】</p> <p>各事業で得られた成果については、ユーザーやマスコミ等に対し、広く普及・広報する観点から、</p> <p>①成果発表会について、プレスリリースやHP、配分機関の広報資料、総合科学誌等の活用や関係団体を通じ、広く周知して開催</p> <p>②各事業における成果や成果の普及状況等に係るフォローアップ調査結果について、わかりやすくまとめてHPに掲載するとともに、冊子を技術のユーザーやマスコミ等に対し広く配布等の取組を実施。</p> <p>また、国民の理解増進という観点から、最近の主要な農林水産研究成果をわかりやすく紹介した「研究開発レポート」を発行（これまで23号まで発行）し、図書館や大学、高校等にも配布するとともに、平成19年4月から、「食と農の研究メールマガジン」を開始し、最近の研究成果や各種イベント等の旬な情報を発信。</p> <p>今後とも、上記取組を充実して広報活動を実施。また、平成20年度の競争的資金の応募要領において、資金の配分を受けた研究機関が、</p>

	プレスリリース、シンポジウム等により成果の公表を行う場合に、事業名を明示することを明記したところであり、各研究機関に対してこうした取組の徹底を要請していく予定。
経済産業省	<p>【産業技術研究助成事業】、【イノベーション実用化助成事業】、【石油・天然ガス開発・利用促進型事業】、【地域新生コンソーシアム研究開発事業】、【革新的実用原子力技術開発費補助事業】</p> <p>各独法等が実施する展示会やセミナー等を通じて、研究成果の報告等を行っている。</p> <p>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</p> <p>上記報告会等の他、研究が終了した研究課題名等をホームページ上に公開し、一般から研究成果の閲覧の希望があった場合、可能な限り研究成果を公開し、採択された研究課題についての理解増進をはかっている。</p>
国土交通省	<p>【建設技術研究開発助成費】</p> <p>当制度の採択課題の審査結果、中間評価結果、事後評価結果に係るプレス発表等ホームページにより適宜公表し、理解増進にかかる取組を進めている。今後とも、引き続き上記取組を推進する。</p> <p>-----</p> <p>【運輸分野における基礎的研究推進制度】</p> <p>当制度の採択課題の審査結果、中間評価結果、事後評価結果や研究成果に係るプレス発表等ホームページにより適宜公表し、理解増進にかかる取組を進めているところ。今後とも、引き続き上記取組を推進する。</p>
環境省	<p>【環境技術開発等推進費】、【廃棄物処理等科学研究費補助金】、【地球環境研究総合推進費】、【地球温暖化対策技術開発事業】</p> <p>成果発表会、ウェブページの整備 (http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm)、成果集の配布等を行うことにより、広く機会を活用し、研究開発成果の情報発信・普及を行っている。今後とも、広く機会を活用し、研究開発成果の情報発信・普及を行う。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-7】 【改革事項】 研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上 【根拠法令】 【概要】 理解増進活動に対する評価の向上などを図る。 【実施時期】 平成18年度以降逐次実施	内閣府	【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 代表研究者などによる地元の学校や医療機関における講演を積極的に提案したほか、研究者などによる地元メディアへの出演や国際ワークショップへの取材を、広報専任スタッフを中心に支援した。また、研究者の科学技術理解増進活動に対する理解を向上させる一環として専任スタッフによる研究者への取材をおこなった上、ニュースレターとして発行、地域住民や周辺自治体などの配布先の反応を研究者達に伝えた。今後は、研究者に対する理解増進活動を継続していくとともに、研究者の業績評価にあたっては平成20年度内に理解増進活動を評価する明確な基準を検討する。
	総務省	【情報通信研究機構】 研究成果の報道発表件数やその他の広報活動への貢献を研究者の個人評価項目とすることにより、理解増進活動のインセンティブ向上を図っている。
	財務省	【酒類総合研究所】 理解増進活動として研究成果の報告・発表の他、講演会への職員派遣、施設見学者の受け入れ、教養講座の開催、学生のインターンシップ受け入れ、一般向け書籍の作成等の広報活動などを行っており、理解増進活動も研究活動と同等に評価している。
	文部科学省	【理化学研究所】 見学、実習等における説明対応に限らず、各種理解増進活動の企画・検討等について参画。
		【物質・材料研究機構】 平成13年度より導入している研究職個人業績評価制度に、理解増進活動（一般公開、サイエンスキャンプ等）に関する評価項目を設けるなど、機構内職員の理解増進活動への意識向上を図っている。 さらに、広報室に機構の研究者を専任で配置し、機構内の他の研究者に対して理解増進活動への認識を高めている。
【放射線医学総合研究所】 現在、個人評価規程の見直しを行っているところであり、その中で理解増進活動を含めて検討している。また、所内の他の研究者に対して理解増進活動への認識を高めてもらうため、広報室に研究者を専任で配置した。		
【日本原子力研究開発機構】 原子力機構の研究者・技術者が理解増進活動の重要性を認識し、相手のニーズを理解し自らの研究活動にもフィードバックするため、双方向コミュニケーション活動である「研究者・技術者によるアウトリーチ活動」を機構全体として組織的・計画的な取り組みとして推進している。平成19年度には機構内にアウトリーチ活動推進会議を組織し、活動の意義、評価の必要性を討議するとともに、意識啓発、良好事例（サイエンスカフェの実施、サイエンスクラブ、実験教室など）の情報共有等を行っている。また、国が推進しているスーパーサイエンスハイスクール（SSH）やサイエンスパートナーシップ（SPP）への協力による理数科教育への支援活動も重要な活動と位置付けている。 これら活動の評価は、広報委員会及び平成19年度に設置したアウトリーチ活動推進会議にて実施する。研究者等の理解増進活動への積極的な参画を促すために、アウトリーチ活動を人事評価の対象として位置付けた。		
【防災科学技術研究所】 当研究所の研究職員評価実施要領にあるとおり、毎年度、研究者評価をする際には、広報活動への貢献も含めた形で評価を実施している。		
【宇宙航空研究開発機構】		

	<p>理解増進活動についても、職員の人事考課において、他の機構業務と同様に業績評価等の対象とすることができる。また、宇宙教育センター及び広報部の理解増進活動には、講師等として当機構に所属する研究者等の多くが関わっており、組織的に理解増進活動を積極的に推進している。</p> <p>【海洋研究開発機構】 平成19年度より開始した人事評価制度において、外部貢献（学会活動や技術支援・技術指導、公的機関や市民への貢献）について評価する項目を設け積極的に理解増進活動に努めることを推奨している。</p> <p>【科学技術振興機構】 研究開発においては、プレスや、イベント・シンポジウム開催など単なる活動や成果の公表に留まらず、理解増進活動の観点でも積極的に取り組むなどの配慮を行っている。 広く科学技術情報を発信するポータルサイト「SciencePortal」では、サイエンスコミュニケーターからの情報発信として「サイエンス・コミュニケーション」のコーナー、イベントのレポートとして「イベント開催レポート」のコーナーを設けて情報発信の場を提供し、理解増進活動のプロモートを行っている。 地域における科学技術理解増進活動を促進するため、「機関活動支援」（公募事業）を実施し、大学・研究機関における理解増進活動を実施するための支援を行った。 日本科学未来館では、科学コミュニケーターの育成として、未来館科学コミュニケーター研修プログラムをH17年度より実施し、研究者等を受け入れ、科学コミュニケーションの知識やノウハウの向上を図る活動を行っている。</p> <p>【国立文化財機構】 理解増進活動に対する評価の向上などを図ることへの実現について検討を行っている。</p> <p>【国立国語研究所】 昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。</p> <p>【国立特別支援教育総合研究所】 特別支援教育に関する普及・啓発を図るために、情報普及活動を中期計画・年度計画の柱として位置づけ、研究所メールマガジンの配信や研究所公開、研究所セミナー等の実績について評価していただいている。</p> <p>【国立科学博物館】 国立科学博物館においては、調査・研究、資料の収集・保管とともに、人々の科学リテラシーの向上を図る展示・学習支援活動を主要な業務として位置づけており、常設展の整備、特別展・企画展等の企画実施、多様な学習支援活動、情報技術を活用した成果の普及、知の社会還元を担う人材の育成等について計画を策定し、活動を展開しているところである。 そのため、研究部の所掌事務として、調査研究、資料の収集・保管とともに展示・学習支援活動の実施を位置づけ、研究者自身による理解増進活動の推進を図っている。</p> <p>【日本スポーツ振興センター】 研究・支援活動の成果等については、インターネット等情報通信技術を活用し、広く情報を提供するとともに、全国的なセミナーや講習会及び広報物等を通じて、成果の普及に努めている。また、定期的に施設見学会を開催し、施設及び研究・支援活動を理解してもらえよう努めている。</p> <p>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】 《実施国立大学法人等》 旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、宮城教育大学、茨城大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東</p>
--	--

		<p>京学芸大学、東京農工大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、新潟大学、長岡技術科学大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、神戸大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳥取大学、広島大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、大分大学、宮崎大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、自然科学研究機構</p> <p>〈取組内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学コミュニケーター、科学ジャーナリストなどのキャリアパスを積極的に評価し、科学技術の利便性やリスクの側面、社会との関わりについて理解増進を進めるため、サイエンス・コミュニケーターについての専門知識を持つ研究支援者を積極的に活用している。 ・ 研究業績や産学連携等に特に顕著な業績・成果を挙げた教育職員を積極的に承認する「人材登用活性化制度」を定めており、教育職員が行った社会貢献活動等についても評価対象としている。 ・ 教員の業績評価として、①報道機関を通じた研究発表、②学外の社会活動や社会貢献（小中高との連携、公開講座、講演会・セミナー、展示会等）、③出前講義、模擬授業等の理解増進活動に関する評価項目を定め、適切な評価を実施している。 <p>等</p> <p>〈新たな取組の実施を予定している国立大学法人〉</p> <p>小樽商科大学、名古屋大学、三重大学、奈良女子大学、熊本大学</p> <p>〈新たに実施する予定の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学外各種委員会等への参加を対外的な研究活動として位置づけ、「外部各種審議会・委員会等への参画」として研究評価項目として評価を実施予定。 ・ 「社会貢献」を教員の個人評価における必須の項目として試行評価を実施する。 ・ 研究者の理解増進活動に関する活動を促進するために、教員評価を実施する。 ・ 研究活動の推進及び科学技術の発展のために、科学技術に対する国民の理解を得ることが不可欠であることについて、全学教員に対し利周知を図り、認識の醸成に努める。 <p>等</p>
	厚生労働省	<p>【国立健康・栄養研究所】</p> <p>国立健康・栄養研究所では、研究成果の専門家（管理栄養士など）への還元、幅広い領域の人々を対象としたセミナーの実施や協力、研究所の一般公開など、理解増進活動の実績についても評価の対象としている。</p> <p>【労働安全衛生総合研究所】</p> <p>労働安全衛生総合研究所では、研究者の業績評価において、研究成果の一般誌等への寄稿、幅広い領域の人々を対象とした講演会の実施、研究所の一般公開や見学希望者への対応などの理解増進活動に対しても積極評価を行うよう定めているところである。</p> <p>【医薬基盤研究所】</p> <p>医薬基盤研究所では、目標管理制度において理解増進活動に対する評価を盛り込む等を含め検討を行う。</p>
	農林水産省	<p>【農業・食品産業技術総合研究機構】、【農業環境技術研究所】、【国際農林水産業研究センター】、【水産総合研究センター】</p> <p>研究職に対する業績評価に当たり、理解増進活動への貢献を考慮している。また、機関全体としても、第2期中期目標期間（平成18年度～平成22年度）における中期計画及び年度計画に、理解増進活動を含む「成果の公表、普及・利活用の促進」として位置づけるとともに、評価項目を設定して毎年度実績評価を実施。</p> <p>【森林総合研究所】</p> <p>研究職に対する業績評価に当たり、理解増進活動への貢献を考慮している。また、機関全体としても、第2期中期目標期間（平成18年</p>

	<p>度～平成22年度)における中期計画及び年度計画に、理解増進活動を含む「成果の公表、普及・利活用の促進」として位置づけるとともに、評価項目を設定して毎年度実績評価を実施。</p> <p>広報活動方針に基づき、所の対外的なイベントにおいて研究者自身が理解増進活動への取り組みを推進。</p> <p>【農業生物資源研究所】</p> <p>研究職に対する業績評価に当たり、理解増進活動への貢献を考慮している。また、機関全体としても、第2期中期目標期間(平成18年度～平成22年度)における中期計画及び年度計画に、理解増進活動を含む「成果の公表、普及・利活用の促進」として位置づけるとともに、評価項目を設定して毎年度実績評価を実施。</p> <p>理解増進活動を担う体制(遺伝子組換え研究推進室)を整備。</p>
経済産業省	<p>【産業技術総合研究所】</p> <p>通常の学会活動はもちろん、産総研サイエンスカフェ、学生をはじめとする一般市民向けの出前講座、小・中・高校生を対象とした実験教室、研究ユニットが開催する成果報告会などにおいても研究者コミュニティにおける理解増進を積極的に進めてきており、これらを全て評価の対象としている。また、一般公開、展示会などのイベント出展も従前より評価の対象としている。更に、平成19年度から評価用の業績リストの項目に「サイエンスコミュニケーション活動」を設ける取り組みを行ったところである。</p>
国土交通省	<p>【海上技術安全研究所】</p> <p>当該研究所では、年2回の一般公開(19年度は約3400名が来所)の際、全職員が一丸となって手作りの催しを行っており、すでに理解増進活動の意義については理解が進んでいる。また、各方面からの施設見学には積極的に対応しており、研究者は、その実施する研究内容について、社会的背景を含めて丁寧に説明するよう心がけている。なお、職員の勤務評定において、アウトリーチ活動への取り組みも評価対象の一つとなりうる。今後は、現在の取り組みを確実に実施する。</p> <p>【建築研究所】</p> <p>広報誌を年4回発行するとともに、施設一般公開においてアンケートをとるなど、理解増進活動に努めている。今後とも、これら研究者の理解増進活動について、引き続き推進していく。</p> <p>【交通安全環境研究所】</p> <p>広報誌を年4回発行するとともに、施設一般公開においてアンケートをとるなど、理解増進活動に努めている。今後とも、現在の取り組みを確実に実施する。</p> <p>【港湾空港技術研究所】</p> <p>研究者の業績評価の項目に以下の項目を取り入れ、理解増進活動に対する評価を実施している。見学対応、講演会講師、マスコミへの対応、イベント等への出展。今後は、上記を継続的に実施。</p> <p>【電子航法研究所】</p> <p>当研究所においては、成果の普及業務の一環として企画課が統一的に実施している。また、中期計画・年度計画においても「広報・普及・成果の活用」を掲げ、理解増進活動を強化している。</p> <p>具体的な活動としては、要望に応じ研究を紹介する出前講座、国土交通省の主催するイベントへの参画などが上げられる。これらの研究所としての取り組みは、独立行政法人業務実績評価として交通関係研究所分科会において評価を受けているところである。</p> <p>今後は、中期計画・年度計画に従い、研究所の活動及び成果の普及・活用促進に必要な広報活動に努め、理解増進活動に関して適切な評価を受ける。</p> <p>【土木研究所】</p> <p>所としての広報戦略を策定し、理解増進活動の推進をその中に位置づけ、研究者の意識向上に努めている。今後は、これまでの取り組みについて、更に強化していく予定。</p>

	環境省	【国立環境研究所】 ユニット評価の評価項目としてアウトリーチ活動を設定。
--	-----	---

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
整理番号【7-8】 【改革事項】 研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上 【根拠法令】 【概要】 アウトリーチ活動の組織的な展開や理科増進活動を評価した顕彰、現役を退いた者を含め理解増進活動に関わりやすくする仕組みを設けるなどより一層の取組を行う。 【実施時期】 平成 18 年度以降逐次実施	日本学術会議 文部科学省 農林水産省	<p>小中学生を始め、一般の人々に直接語りかけるという交流を通して科学と向き合うことの面白さを広く理解してもらうために、様々なアウトリーチ活動を展開している。平成 18~19 年度は「サイエンスカフェ」を始め、「女子高生夏の学校」等、若い世代の科学・科学技術分野への興味・関心を高めるための体験学習活動を行っている。上記取り組みを、今後とも引き続き実施していく予定。</p> <p>学協会では、一般市民や学生を対象としたシンポジウム、講演会等の開催やホームページ等による研究成果の公開等の取組を行っており、一般国民に対する研究成果の普及に努めている。また、小中高高校生等に対するセミナーや実験教室を開催し、青少年に対する科学技術理解増進活動を推進している他、高校生等による自由研究等の発表会を開催するなど、科学教育に対しても積極的な活動を行っている。さらに、組織として広報・啓発や教育活動への協力を主に行うための部局を設ける学協会もある。</p> <p>その他、会員に対する働きかけのため、科学技術理解増進活動や理数教育の振興に熱心に取り組む会員に対し、その啓蒙活動に対する表彰を実施する学協会や、一般市民と研究者が定期的に意見交換をするための懇談会の設置や、一般市民を対象としたサイエンスカフェによる意見交換等、アウトリーチ活動に積極的に取り組む学協会もある。</p> <p>先の取組を引き続き実施するほか、「科学技術理解増進活動」「アウトリーチ活動」に係る評価基準の明文化、現役を退いた者が中心となりアクティブシニアメンバーとして登録し、様々な科学技術理解増進活動を行うための体制・制度の整備等を予定している学協会がある。</p> <p>(全独法) 広報活動のほか、科学技術の理解増進を主たる業務とするスタッフを配置し、理解増進の取組を推進。 【農業・食品産業技術総合研究機構】 退職した研究者を再雇用し、理解増進活動等へ対応。</p>